

議第 100 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 17 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について、申請書の提出期限の特例を設けるため当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="252 450 341 479">附 則</p> <p data-bbox="193 508 783 591"><u>（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税減免申請書の提出期限の特例）</u></p> <p data-bbox="161 620 783 1046">18 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、市長が必要と認め、国民健康保険税の減免を受けようとする場合における第23条の2第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p>	<p data-bbox="895 450 984 479">附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について、申請書の提出期限の特例を設けるため当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限を市長が指定する日とします。

(制定附則第 18 項関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。

(附則関係)